

神河町遠距離通勤・通学等 補助金制度の御案内

J R 播但線は、通勤・通学、買い物など住民の暮らしに欠かせない路線で、特急はまかせでも運行されており、但馬と播磨を結ぶ重要な役目を持っています。

また、観光など交流人口の拡大や災害時における予備的交通網（リダンダンシー）を確保するためにも必要不可欠なものです。

これからも日常生活での移動手段の一つとして J R 播但線の維持・存続を図るため、令和 5 年 4 月 1 日から J R 播但線利用促進補助金制度を創設し、令和 6 年度においても引き続き実施いたしますので、これまで以上に J R 播但線の利用をお願いします。

補助対象者

1. J R 播但線の新野駅、寺前駅、長谷駅の各駅を基点とし、片道 50km 以上の遠距離の勤務先へ通勤する者及び遠距離の大学等へ通学する者（町内に住所を有する）
2. J R 播但線の利用者が少ない寺前駅から和田山駅間を利用して勤務先へ通勤する者及び大学等へ通学する者（町内に住所を有する）
※大学等：学校教育法（昭和 22 年 3 月 29 日法律第 26 号）に定める大学院、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校

補助対象にならない場合

補助対象者及びその同居家族に町税等（税外収入を含む）の滞納があるとき

補助対象経費

定期乗車券購入費用相当額の一部

補助金の額

1 月につき 5, 0 0 0 円を上限とする。
ただし、1 月当たりの定期乗車券購入費用が 5, 0 0 0 円を下回る場合はその額。

申請に必要な書類

- ・神河町遠距離通勤・通学等補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・定期乗車券の利用区間、利用期間及び購入金額を証する書類（購入済みの定期乗車券の写し等）
- ・在職又は在学証明書（学生証）の写し
- ・補助金に関するアンケート （必ず毎回提出必要）
※申請書及びアンケートの様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

申請書類提出方法

補助金の申請は、定期乗車券の有効期限月の月末から 1 ヶ月前を基本に提出してください。（概ね 4 月～9 月有効期限は 9 月末までに、10 月から 3 月有効期限は 3 月末までにお願いします。）

1. ひと・まち・みらい課へ直接持参（神崎支庁舎では受付できません。）
2. 郵送
3. F A X
4. メール
5. 申請書送信フォーム（町ホームページ）

※書類の添付漏れや不足がないように御注意ください。

問い合わせ・提出先

神河町ひと・まち・みらい課
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
TEL：0790-34-0002
FAX：0790-34-0691
メール：hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

町ホームページアドレス <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002367.html>

神河町遠距離通勤・通学等補助金 Q & A

Q : 遠距離に該当する50kmの計算は自宅からですか。

A : 新野駅・寺前駅・長谷駅の乗車されるいずれかを起点とし、乗車区間の各駅間の距離を積み上げて50km以上の場合が対象となります。

Q : 長谷駅から福崎駅まで乗車していますが、補助対象者の2の項目に該当になりますか。

A : 長谷駅から寺前駅間が対象となりますので、その区間の分が補助対象経費となります。

Q : 4月から6月末までの3ヵ月定期を購入したのですが、4月にすぐに申請に行っても大丈夫ですか。

A : 定期が切れる月である6月から7月末までに申請をお願いします。
定期購入後すぐに会社が変わられた際など、定期の払い戻しを受けることができることから、補助金受給後に定期の払い戻しを避けるためです。

Q : 1月から6月末までの6ヵ月定期を購入したのですが、申請はいつすれば良いのでしょうか。

A : 1月から3月分までを3月末まで、4月から6月分までを定期が切れる月である6月から7月末までに申請をお願いします。
お手数をおかけいたしますが、会計の年度の関係で2回申請いただくことになります。

Q : 補助対象になるのは、通常の定期券の購入だけでしょうか。ICOCAによる定期券も対象になるのでしょうか。

A : ICOCAによる定期券も対象になりますので、ICOCA定期券の利用区間や利用期間、購入金額が分かるものを申請書に添付してください。
ICOCAへのチャージのみではJR利用が確認できませんので、補助対象にはなりません。

Q : 在学証明書を発行してもらうために学校での手続きが必要で、発行までにかかなり時間が必要で、また交付手数料も必要になってしまいます。

A : 学生証の写しを添付いただいても、対応させていただきます。

Q : 申請書類はどこで手に入りますか。

A : 町のホームページ又は神河町役場本庁舎2階のひと・まち・みらい課で入手してください。
町ホームページアドレス <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002367.html>

Q : 月を跨いでいる場合の補助対象経費はどうなりますか。

A : 1ヵ月の半分以上がある月の方で、補助対象経費を計算します。(同日数である場合はいずれかの1ヵ月)
日割り計算や月を跨いでいる2ヵ月分を支給するというにはなりませんので、町で内容を確認し、後日、結果を通知します。

Q : 税等の滞納がないことを証明する書類を添付する必要がありますか。

A : 申請書兼請求書の下段に「同意欄」がありますので、同意された場合は添付の必要はありません。
同意されない場合や滞納がある場合は、申請を却下することがあります。